

12月4日～10日は
人権週間です

もしも大切な人が犯罪や中傷被害に遭ったら…

つらい思いをしている人にやさしい社会を

インターネット上でも思いやりを

近年は、インターネットやSNSが急速に広がり、誰でも気軽に色々な人とコミュニケーションが取れるようになりました。一方で、名前や顔が見えないことで、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人に関する情報の無断掲載など、人権やプライバシーの侵害につながる情報が気軽に流され、広まりやすくなっており、インターネットによる人権侵害への関心も高まっています。インターネット上でも、向こう側に「人」がいることを意識して、思いやりを持って利用しましょう。

つつい書き込んで
いませんか？



うざいから
消えてほしい



有名人がたたかれるのは
仕方がないよね

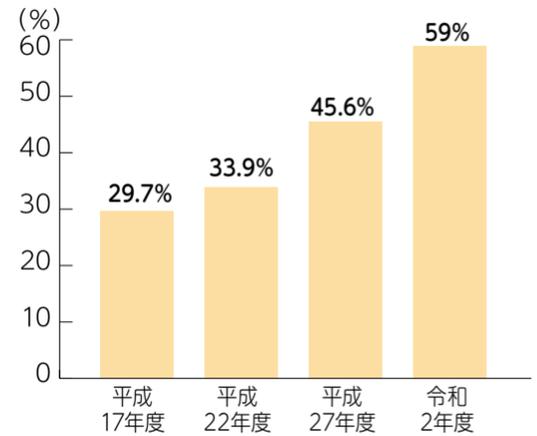


あの地域は
同和地区みたいだよ



被害に遭うのは露出の
多い服装だからだよ

「インターネットによる人権侵害」に
関心のある人の割合



【参考】令和2年度「人権に関する市民意識調査」(市民局人権課)

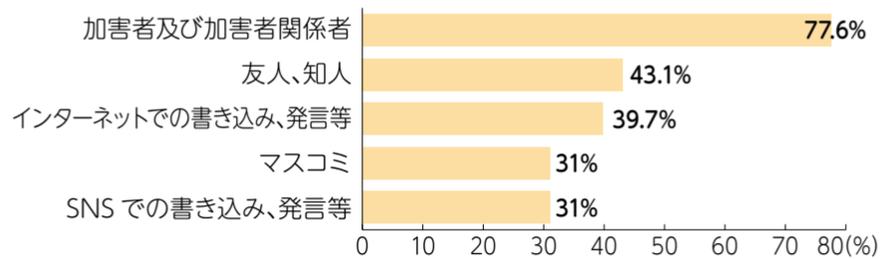
犯罪被害者等の気持ちに寄り添う

傷害、性犯罪、交通事故、窃盗や詐欺といったさまざまな犯罪被害や未遂事件に遭われた人、またはその家族や遺族のことを「**犯罪被害者等**」と言います。犯罪の被害者は、財産や命を奪われたり、けがを負わされるなどの直接的な被害だけでなく、うわさや誹謗中傷などによる間接的な被害(二次被害)*に苦しめられることも少なくありません。

近年は、友人・知人からの心ない言葉だけでなく、インターネットやSNSの書き込みによる二次被害も増加しています。さらには、捜査や裁判による時間的負担、医療費の負担や失業などによる経済的な負担にも苦しむことがあります。

*周囲からの言葉や、誹謗中傷などにより犯罪被害者が精神的な苦痛を受けること

二次被害を受けた相手



【参考】令和元年度「犯罪被害者等の実態に関する調査報告書」(東京都)



大切な人が被害に遭ったら…あなたならどうしますか？

身近な人が被害に遭ったとき、どんな言葉をかけたらいいか分からず、何となく距離をおいてしまうこともあるかもしれません。しかし、被害者にとっては、身近な人がこれまでどおりに接してくれることが、何よりも心強い助けになります。

横浜市では、犯罪被害に苦しんでいる人のための相談窓口を設置しています。専門の相談員が秘密を厳守し、お話を伺います。大切な人が被害に遭ったときは、横浜市犯罪被害者相談室のことを伝えてみてください。

犯罪被害に
苦しんでいる人の
相談先

横浜市犯罪被害者相談室
☎671-3117
(月～金曜(祝・休日、年末年始除く)9時～17時)
☎681-5453

犯罪被害の当事者のお話を聞いてみませんか

被害者遺族の講演やパネルディスカッションを行います。

【日時】11月29日(水)13時30分～16時30分
(後日、一部オンライン配信もあり)

【会場】神奈川公会堂

【申込方法】ウェブページまたは電話

【問合せ】市民局人権課 ☎671-3117 ☎681-5453



申込みは
こちら

講演 「犯罪被害にあうということ」

講師:御手洗 航(みたらいわたる)さん

2004(平成16)年の佐世保小6女児殺害事件の被害者の兄。当時、妹の御手洗怜美さんが、長崎県佐世保市で同級生である小学6年生の女子児童にカッターナイフで切りつけられて亡くなる。事件後、家族を支えるために自身の気持ちを隠して生活していたため過度な負担がかかり、生活上の困難を抱えるなどの経験をし、現在は全国各地で講演活動を実施している。